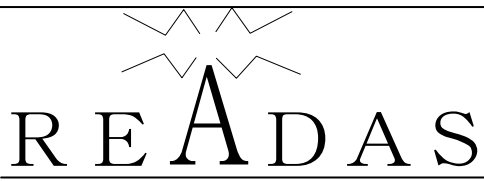


第 4668 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 2月14日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 消費税、対価を伴わない取引

Q：消費税は、対価を得て行う取引が対象になるそうですが、対価をもらわなかったら消費税は課税されないのですか？

A：原則はそうですが、例外的に課税される取引もあります。

【解説】

消費税は、事業者が事業として対価を得て行われる取引が課税の対象になりますので、原則として、対価を得ない取引には消費税は課されないのですが、例外的に、個人事業者の資産の家事消費と法人の役員に対する資産の贈与については、無償又は低額譲渡した場合には消費税が課せられることとなっています。これをみなし譲渡といいます。

この場合の課税標準に算入すべき金額は、次のように取り扱われることとなっています。

- ① 棚卸資産の場合…仕入金額又は販売価額のおおむね50%相当額のいずれか大きい金額
- ② ①以外の資産…時価

なお、個人事業者が家事消費した場合の売上金額の計算方法は、所得税法と消費税法で取扱いが異なっており、所得税では「売価×70%」、消費税では、「仕入金額」と「売価×50%」のいずれか大きい金額計上することになっている点に注意が必要です。

また、法人税では資産を時価の50%以上で譲渡した場合は低額譲渡には該当しないが、時価と譲渡対価との差額については、給与と認定されるという点において消費税とは取扱いを異にしているので注意しておいてください。

